

令和5年度  
定期監査等結果報告書

総合政策部  
農業委員会事務局

いわき市監査委員



いわき市議会議長 大 峯 英 之 様  
いわき市長 内 田 広 之 様  
いわき市農業委員会会長 草 野 庄 一 様

いわき市監査委員 増 子 裕 昭  
同 大和田 了 寿  
同 大 友 康 夫  
同 福 嶋 あずさ

## 定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

### 1 監査の対象

- (1) 総合政策部
- (2) 農業委員会事務局

### 2 監査実施期間

- (1) 総合政策部（令和5年12月22日から令和6年3月21日まで）
- (2) 農業委員会事務局（令和6年1月19日から同年3月21日まで）

### 3 監査の範囲

総合政策部にあつては令和5年4月1日から同年10月31日までに、農業委員会事務局にあつては令和5年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

### 4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

## 5 監査の方法

次長及び事務局長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

## 6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

# 総合政策部

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 財産管理事務

|  |
|--|
| 郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。<br>(創生推進課) |
|--|

※ 郵便切手等については、市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理しなければならないが、監査実施時点（令和6年1月5日）において、一般会計及び他団体から受入れたレターパックの受払いについて同一の郵便切手等管理簿により整理されていた。

### いわき市財務規則

(整理の原則)

第268条 物品は、会計別に現にその出納を行った日の属する年度により、整理しなければならない。

### いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿（第11号様式）により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

# 農業委員会事務局

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

## <是正改善を要する事項>

### 契約事務

地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した契約事務において、予定価格を定めていない例が認められた。

(農業委員会事務局)

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項各号を適用して、随意契約の方法により契約を締結する場合は、市財務規則第128条の3の規定により、同規則第117条の規定に準じ予定価格を決定しなければならないが、バス借上げに係る契約について、予定価格を定めていなかった。

### いわき市財務規則

(予定価格の決定)

第117条 一般競争入札を執行するときは、執行する事項に関する仕様書、設計書等により、予算の範囲内で、予定価格を決定し、予定価格書（第81号様式及び第81号様式の2）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

2～3 (略)

(予定価格の決定)

第128条の3 契約権者は、施行令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第117条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。